

## ○富岡町屋外広告物許可申請手数料条例

(平成 12 年 3 月 17 日条例第 5 号)

第1条 福島県屋外広告物条例(昭和 61 年福島県条例第 23 号。以下「条例」という。)第 5 条、第 6 条第 4 項、第 7 条、第 10 条第 3 項若しくは第 11 条第 1 項に規定する屋外広告物若しくは屋外広告物を掲出する物件(以下「広告物等」という。)の表示若しくは設置についての許可、許可の更新若しくは変更許可の申請があったときは、当該申請者から、この条例の定めるところにより、屋外広告物許可申請手数料(以下「手数料」という。)を徴収する。

第2条 手数料の額は、別表のとおりとする。

第3条 政治資金規正法(昭和 23 年法律第 194 号)第 6 条第 1 項の規定により届出をした政党、協会その他の団体が表示するはり紙、はり札又は立看板については、町長は、手数料の全部又は一部を免除することができる。

第4条 詐欺その他不正の行為により手数料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の 5 倍に相当する金額(当該 5 倍に相当する金額が 5 万円を超えないときは、5 万円とする。)以下の過料を科する。

### 附 則

この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

### 別表(第 2 条関係)

種類	単位	枚数又は規模	金額	摘要
はり紙	1 件	50 枚(50 枚未満の端数があるときは、50 枚とする。)につき	250 円	
はり札	1 件	10 枚(10 枚未満の端数があるときは、10 枚とする。)につき	800 円	
立看板	1 個		350 円	
広告幕、のぼり又は旗	1 個		450 円	

気球利用広告物	1個		2,500円	
電柱等利用広告物	1個		550円	
広告板又は廣告塔	1基	1平方メートル以下のもの	1,000円	規模は、1基当たりの表示面の面積を合計した面積とする。
		1平方メートルを超え、3平方メートル以下のもの	1,600円	
		3平方メートルを超え、6平方メートル以下のもの	2,300円	
		6平方メートルを超え、10平方メートル以下のもの	3,100円	
		10平方メートルを超えるもの	10平方メートルを超える5平方メートル(5平方メートル未満の端数があるときは、5平方メートルとする。)を増すごとに1,100円の割合で算出して得た額を3,100円に加算した額	
アーチ廣告塔	1基		3,500円	アーチ廣告塔に表示し、又は設置する廣告物等については、この表の広告板又は廣告塔の項に定めるところによる。

## 備考

- この表の種類により難いもの又はこの表に定めのないものについては、その都度、町長が定める。
- ネオンサイン、イルミネーションその他発光し、又は照明装置のある廣告物等に係る手数料の額は、当該廣告物等についてこの表により算出して得た額に1.5を乗じて得た額とする。ただし、当該額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。